

○ 施設機械工事等共通仕様書の制定について（令和7年6月26日付け 農計第240号 農林水産部長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
施設機械工事等共通仕様書 目 次	施設機械工事等共通仕様書 目 次
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-6 [略]</p> <p><u>1-1-7</u> <u>ウィークリースタンス</u></p> <p>1-1-<u>8</u>～1-1-<u>35</u> [略]</p> <p><u>1-1-36</u> <u>週休二日の対応</u></p> <p>1-1-<u>37</u>～1-1-<u>40</u> [略]</p> <p><u>1-1-41</u> <u>事故発生状況報告</u></p> <p>1-1-<u>42</u>～1-1-<u>57</u> [略]</p> <p>第2章～第13章 [略]</p> <p>施設機械工事完成図書等作成要領 [略]</p> <p>施設機械工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） [略]</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1～1-1-6 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>1-1-<u>7</u>～1-1-<u>34</u> [略]</p> <p>[新設]</p> <p>1-1-<u>35</u>～1-1-<u>38</u> [略]</p> <p>1-1-<u>39</u> <u>事故報告書</u></p> <p>1-1-<u>40</u>～1-1-<u>55</u> [略]</p> <p>第2章～第13章 [略]</p> <p>施設機械工事完成図書等作成要領 [略]</p> <p>施設機械工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱い対象の書類一覧） [略]</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1～1-1-5 [略]</p> <p><u>1-1-6 ウィークリースタンス</u></p> <p><u>監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。</u> <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認、共有した取組の総称をいう。</u></p> <p>1-1-7～1-1-19 [略]</p> <p>1-1-20 工事の一時中止</p> <p>1 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章1-1-55により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>1-1-21～1-1-25 [略]</p> <p>1-1-26 監督職員による確認、立会等</p> <p>1 立会願の提出 受注者は設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ監督職員が提示した様式の<u>確認・立会依頼書</u>を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>1-1-27～1-1-30 [略]</p> <p>1-1-31 工事完成検査</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)・(2) [略]</p> <p><u>[削る。]</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-26第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-32 既済部分検査等</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)・(2) [略]</p> <p><u>[削る。]</u></p> <p>4 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1-31第5項の規定を準用する。</p> <p>5 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1-26第3項の規定に従うものとする。</p> <p>6・7 [略]</p> <p>1-1-33 [略]</p> <p>1-1-34 施工管理</p> <p>1・2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1～1-1-5 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-1-6～1-1-18 [略]</p> <p>1-1-19 工事の一時中止</p> <p>1 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章1-1-54により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>1-1-20～1-1-24 [略]</p> <p>1-1-25 監督職員による確認、立会等</p> <p>1 立会願の提出 受注者は設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ監督職員が提示した様式の<u>立会願</u>を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>1-1-26～1-1-29 [略]</p> <p>1-1-30 工事完成検査</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 週休二日の履行状況</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-25第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-31 既済部分検査等</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 週休二日の履行状況</u></p> <p>4 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1-30第5項の規定を準用する。</p> <p>5 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1-25第3項の規定に従うものとする。</p> <p>6・7 [略]</p> <p>1-1-32 [略]</p> <p>1-1-33 施工管理</p> <p>1・2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板については、本章1-1-42 環境対策10 に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4～11 [略]</p> <p><u>12 工事情報共有化</u> 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。 なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和7年6月26日付け農計第236号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。</p> <p>13 [略]</p> <p>1-1-35 [略]</p> <p><u>1-1-36 週休二日の対応</u> <u>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</u> <u>なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。</u></p> <p>1-1-37 [略]</p> <p>1-1-38 工事中の安全確保 1 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（平成21年3月30日付け20農振第2236号農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2～21 [略]</p> <p>1-1-39～1-1-40 [略]</p> <p>1-1-41 事故発生状況報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保した上で、関係機関及び監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに、<u>事故発生状況報告書</u>を提出しなければならない。</p> <p>1-1-42～1-1-47 [略]</p> <p>1-1-48 施工時期及び施工時間の変更 1 [略] 2 休日又は夜間作業の連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、<u>事前に作業日、作業時間、作業場所、作業理由、作業内容を監督職員に連絡しなければならない。</u> <u>なお、供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-49～1-1-57 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 機器及び材料 [略]</p>	<p>3 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板については、本章1-1-40 環境対策10 に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>4～11 [略]</p> <p><u>12</u> 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。</p> <p>なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和7年6月26日付け農計第236号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。</p> <p>13 [略]</p> <p>1-1-34 [略] <u>[新設]</u></p> <p>1-1-35 [略]</p> <p>1-1-36 工事中の安全確保 1 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（<u>20農振第2236号平成21年3月30日付け</u>農林水産省農村振興局整備部長<u>名</u>）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2～21 [略]</p> <p>1-1-37～1-1-38 [略]</p> <p>1-1-39 <u>事故報告書</u> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保した上で、関係機関及び監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに、<u>事故報告書</u>を提出しなければならない。</p> <p>1-1-40～1-1-45 [略]</p> <p>1-1-46 施工時期及び施工時間の変更 1 [略] 2 休日又は夜間作業の連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、<u>事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。</u> <u>ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-47～1-1-55 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 機器及び材料 [略]</p>

改正後

第3章 共通施工

第1節～第4節 [略]

第5節 塗装

3-5-1 [略]

3-5-2 素地調整

1 一般事項

受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。

表3-5-2

素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 清浄 な金属面とする。	Sa21/2相当
2種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3相当
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3相当
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

2～8 [略]

3-5-3～3-5-5 [略]

第6節～第13節 [略]

第4章 水門設備

第1節 通則

4-1-1～4-1-4 [略]

4-1-5 銘板

1 [略]

2 銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表4-1-1 銘板仕様

仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 アルミニウム板 ^{注)} のいずれか

注)アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板(JIS H 4000 A 5052P)を標準とする。

改正前

第3章 共通施工

第1節～第4節 [略]

第5節 塗装

3-5-1 [略]

3-5-2 素地調整

1 一般事項

受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない

表3-5-2

素地調整種別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 正常 な金属面とする。	Sa21/2相当
2種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3相当
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3相当
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

2～8 [略]

3-5-3～3-5-5 [略]

第6節～第13節 [略]

第4章 水門設備

第1節 通則

4-1-1～4-1-4 [略]

4-1-5 銘板

1 [略]

2 銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表4-1-1 銘板仕様

仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材質	黄銅板 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか

[新設]

改正後

4-1-6・4-1-7 [略]
 第2節～第6節 [略]
 第7節 操作制御設備及び電源設備
 4-7-1～4-7-3 [略]
 4-7-4 機側操作盤
 1～4 [略]
 5 雷対策
受注者は、機側操作盤等に適切な雷対策を施さなければならない。
 4-7-5～4-7-7 [略]

第5章 ゴム引布製起伏堰設備

第1節 [略]
 第2節 袋体等
 5-2-1 [略]
 5-2-2 固定部
 1 取付固定の構造及び取付角度
 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えいかつ、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。
 また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。
 2 [略]
 5-2-3 [略]
 第3節 [略]

第6章 用排水ポンプ設備

第1節 通則
 6-1-1～6-1-3 [略]
 6-1-4 銘板
 1 [略]
 2 銘板の仕様
 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表6-1-1 を標準とする。

表6-1-1

仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	
寸法	<u>口径1,000mm未満の場合</u>	80mm×125mm以上
	<u>口径1,000mm以上の場合</u>	125mm×200mm以上
材質	<u>青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板</u> のいずれか	

注) アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板 (JIS H 4000 A 5052P) を標準とする。

6-1-5 運転操作説明板
[削る。]
 ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は表 6-1-2 を標準とする。
 [略]

改正前

4-1-6・4-1-7 [略]
 第2節～第6節 [略]
 第7節 操作制御設備及び電源設備
 4-7-1～4-7-3 [略]
 4-7-4 機側操作盤
 1～4 [略]
 5 雷対策
 機側操作盤等には、避雷器、耐雷トランス等を設置し、雷対策を施さなければならない。
 4-7-5～4-7-7 [略]

第5章 ゴム引布製起伏堰設備

第1節 [略]
 第2節 袋体等
 5-2-1 [略]
 5-2-2 固定部
 1 取付固定の構造及び取付角度
 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えいしたり、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。
 また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。
 2 [略]
 5-2-3 [略]
 第3節 [略]

第6章 用排水ポンプ設備

第1節 通則
 6-1-1～6-1-3 [略]
 6-1-4 銘板
 1 [略]
 2 銘板の仕様
 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表6-1-1 を標準とする。

表6-1-1

仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	
寸法	<u>ポンプ口径</u> 1000mm未満の場合	80mm×125mm以上
	<u>ポンプ口径</u> 1000mm以上の場合	125mm×200mm以上
材質	<u>黄銅板又は</u> ステンレス鋼板	

[新設]

6-1-5 運転操作説明板
 1 一般事項
 ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は表 6-1-2 を標準とする。
 [略]

改正後	改正前
<p>6-1-6 付属工具 <u>[削る。]</u> 受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。 なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 吸吐出管 6-3-1 一般事項 <u>[削る。]</u> <u>1~5</u> [略] <u>(1)・(2)</u> [略]</p> <p>6-3-2~6-3-4 [略]</p> <p>第4節 主配管用弁類 6-4-1 [略] 6-4-2 逆止め弁 <u>[削る。]</u> 逆止め弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。</p> <p>6-4-3~6-4-7 [略]</p> <p>第5節~第7節 [略]</p> <p>第8節 系統機器設備 6-8-1 [略] 6-8-2 満水(呼水)系統設備 1・2 [略] 3 補水槽 補水槽の仕様は、設計図書による。</p> <p>6-8-3 給水系統設備 1 共通事項 給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。 2~5 [略]</p> <p>6-8-4 燃料系統設備 1 一般事項 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 <u>(1)・(2)</u> [略] 2~6 [略]</p> <p>6-8-5 [略]</p> <p>6-8-6 給油(潤滑油)系統設備 1・2 [略] 3 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。</p> <p>6-8-7 [略]</p>	<p>6-1-6 付属工具 1 一般事項 受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。 なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 吸吐出管 6-3-1 一般事項 1 吸吐出管 <u>(1)~(5)</u> [略] <u>①・②</u> [略]</p> <p>6-3-2~6-3-4 [略]</p> <p>第4節 主配管用弁類 6-4-1 [略] 6-4-2 逆止め弁 1 逆止め弁 逆止め弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。</p> <p>6-4-3~6-4-7 [略]</p> <p>第5節~第7節 [略]</p> <p>第8節 系統機器設備 6-8-1 [略] 6-8-2 満水(呼水)系統設備 1・2 [略] 3 補水槽 <u>(1)</u> 補水槽の仕様は、設計図書による。</p> <p>6-8-3 給水系統設備 1 共通事項 <u>(1)</u> 給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。 2~5 [略]</p> <p>6-8-4 燃料系統設備 1 一般事項 <u>(1)</u> 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 <u>①・②</u> [略] 2~6 [略]</p> <p>6-8-5 [略]</p> <p>6-8-6 給油(潤滑油)系統設備 1・2 [略] 3 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器 <u>(1)</u> 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。</p> <p>6-8-7 [略]</p>

改正後

第9節 監視操作制御設備及び電源設備

6-9-1 [略]

6-9-2 監視操作制御方式

1・2 [略]

3 監視操作制御機器

(1) [略]

(2) 周囲の環境条件は、[JIS C 62271-200](#)、JEM 1265 等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

6-9-3～6-9-5 [略]

第10節 角落し

6-10-1 [略]

6-10-2 構造計算

[削る。]

構造計算は設計図書による。

6-10-3 吊込装置

[削る。]

1・2 [略]

第11節・第12節 [略]

第7章 除塵設備

第1節 通則

7-1-1～7-1-4 [略]

7-1-5 銘板

1 [略]

2 銘板

銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表7-1-1 銘板（単位：mm）

仕様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)
材質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板注</u> のいずれか

注）アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052P）を標準とする。

7-1-6・7-1-7 [略]

第2節～第5節 [略]

改正前

第9節 監視操作制御設備及び電源設備

6-9-1 [略]

6-9-2 監視操作制御方式

1・2 [略]

3 監視操作制御機器

(1) [略]

(2) 周囲の環境条件は、[JEM 1425](#)、JEM 1265 等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

6-9-3～6-9-5 [略]

第10節 角落し

6-10-1 [略]

6-10-2 構造計算

1 構造計算

構造計算は設計図書による。

6-10-3 吊込装置

1 吊込装置

(1)・(2) [略]

第11節・第12節 [略]

第7章 除塵設備

第1節 通則

7-1-1～7-1-4 [略]

7-1-5 銘板

1 [略]

2 銘板

銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表7-1-1 銘板（単位：mm）

種類	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm) 400×630(mm)
材質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか

[新設]

7-1-6・7-1-7 [略]

第2節～第5節 [略]

改正後

第8章 ダム管理設備

第1節 通則

8-1-1～8-1-4 [略]

8-1-5 銘板

1 [略]

2 銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表8-1-1 銘板の標準規格

仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材質	青銅鋳物、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板</u> のいずれか

なお、アルミニウム板は、表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板 (JIS H 4000 A 5052) を標準とする。

8-1-6・8-1-7 [略]

第2節～第7節 [略]

第9章 鋼製付属設備 [略]

第10章 鋼橋上部工

第1節 通則

10-1-1・10-1-2 [略]

10-1-3 銘板

1 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図10-1-1 橋歴板の記載例によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

改正前

第8章 ダム管理設備

第1節 通則

8-1-1～8-1-4 [略]

8-1-5 銘板

1 [略]

2 銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表8-1-1 銘板の標準規格

仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材質	<u>黄銅板</u> 、青銅鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

[新設]

8-1-6・8-1-7 [略]

第2節～第7節 [略]

第9章 鋼製付属設備 [略]

第10章 鋼橋上部工

第1節 通則

10-1-1・10-1-2 [略]

10-1-3 銘板

1 受注者は、次の内容を記録した橋歴板を製作しなければならない。

(1) 橋名

(2) 完成年月(製作年月)

(3) 事業名等

(4) 適用示方書

(5) 活荷重

(6) 使用鋼材

(7) 設計会社

(8) 製作会社

(9) 施工会社

改正後

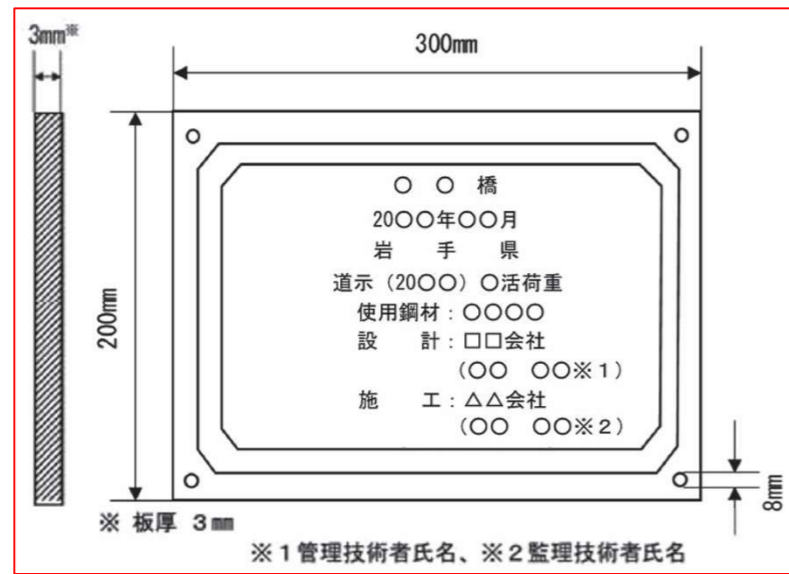


図10-1-1 銘板の寸法及び記載事項

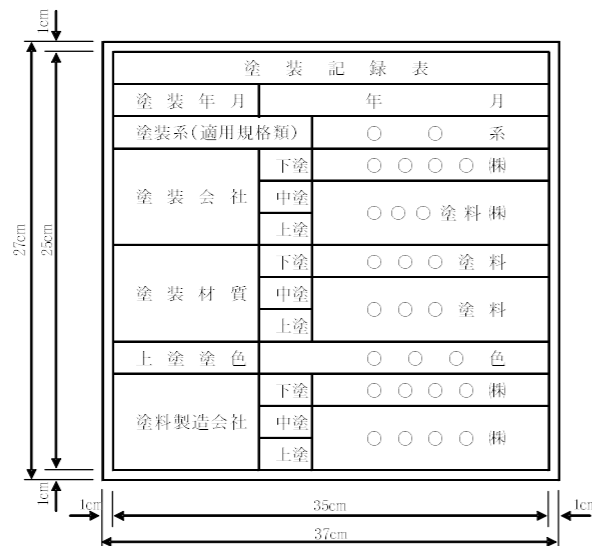
2 橋歴板

受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。

3 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。

10-1-4 塗装記録

1 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図10-1-2のとおり記録しなければならない。



10-1-2 塗装記録表の仕様

改正前

[新設]

2 橋歴板

受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。

[新設]

10-1-4 塗装記録

1 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図10-1-1のとおり記録しなければならない。

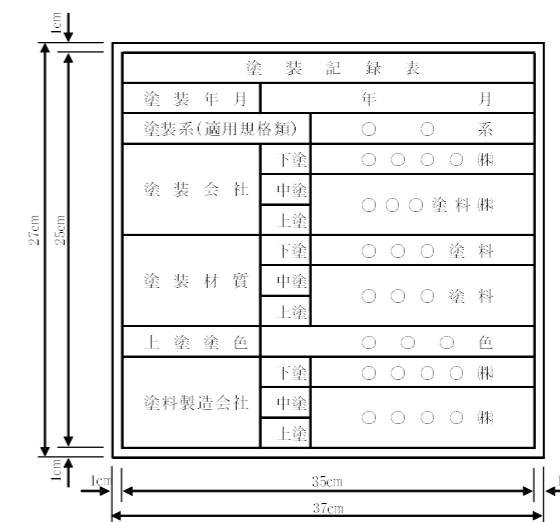


図 10-1-1 塗装記録表の仕様

改正後	改正前
<p>第2節～第7節 [略] 第8節 支承工 10-8-1 [略] 10-8-2 支承工 1 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 2 [略] 第9節 [略]</p> <p style="text-align: center;">第11章 水管橋上部工 [略]</p> <p style="text-align: center;">第12章 電気設備</p> <p>第1節 通則 12-1-1 [略] 12-1-2 一般事項 1～9 [略] 10 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JIS C 62271-200(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265 (低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459 (配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 11 [略] 12 配線方式 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。 (1) 電線の種類及び電線被覆の色別は、JIS C 62271-200、JEM 1265 等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (2)・(3) [略] 13 盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、JIS C 62271-200によるもののほか、次によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (1)～(4) [略] 14～16 [略] 第2節～第7節 [略]</p>	<p>第2節～第7節 [略] 第8節 支承工 10-8-1 [略] 10-8-2 支承工 1 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会）による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 2 [略] 第9節 [略]</p> <p style="text-align: center;">第11章 水管橋上部工 [略]</p> <p style="text-align: center;">第12章 電気設備</p> <p>第1節 通則 12-1-1 [略] 12-1-2 一般事項 1～9 [略] 10 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265 (低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459 (配電盤、制御盤の構造及び寸法)等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 11 [略] 12 配線方式 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。 (1) 電線の種類及び電線被覆の色別は、JEM 1425、JEM 1265 等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (2)・(3) [略] 13 盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、JEM 1425によるもののほか、次によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (1)～(4) [略] 14～16 [略] 第2節～第7節 [略]</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第13章 水管理制御設備</p> <p>第1節 [略] 第2節 情報処理設備 13-2-1～13-2-5 [略] 13-2-6 プリンタ 本機器の機能は次のとおりとする。 1～3 [略] <u>[削る。]</u></p> <p><u>4</u> プリンタ切換器は、2台のパソコンで1台のプリンタを共有するもので、先に入力された方を優先して自動的に切り換え、印刷中断時に他方の処理装置が入力しても、一定時間内なら続けて優先する占有タイマを搭載し出力データの混在が発生しないものとする。 <u>5</u> プリンタバッファは、複数台のパソコンで1台のプリンタを共有するもので、バッファ機能を有し、データの転送が終了した段階でパソコンを開放し効率的な利用が可能なものとする。 <u>6</u> LAN インタフェースはプリンタに内蔵し、LAN に接続されている複数台のパソコンが1台のプリンタを共有可能なものとする。</p> <p>13-2-7～13-2-9 [略] 第3節～第10節 [略]</p> <p style="text-align: center;">施設機械工事完成図書等作成要領 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第13章 水管理制御設備</p> <p>第1節 [略] 第2節 情報処理設備 13-2-1～13-2-5 [略] 13-2-6 プリンタ 本機器の機能は次のとおりとする。 1～3 [略] <u>4 シリアルプリンタは、アナウンスメント、時報、日報、月報、年報の記録（印字）に使用できるものとし、白紙フォーム又は印刷フォームに印字可能なものとする。</u> <u>5</u> プリンタ切換器は、2台のパソコンで1台のプリンタを共有するもので、先に入力された方を優先して自動的に切り換え、印刷中断時に他方の処理装置が入力しても、一定時間内なら続けて優先する占有タイマを搭載し出力データの混在が発生しないものとする。 <u>6</u> プリンタバッファは、複数台のパソコンで1台のプリンタを共有するもので、バッファ機能を有し、データの転送が終了した段階でパソコンを開放し効率的な利用が可能なものとする。 <u>7</u> LAN インタフェースはプリンタに内蔵し、LAN に接続されている複数台のパソコンが1台のプリンタを共有可能なものとする。</p> <p>13-2-7～13-2-9 [略] 第3節～第10節 [略]</p> <p style="text-align: center;">施設機械工事完成図書等作成要領 [略]</p>

改正後

施設機械工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧）
 情報共有システムで扱う工事等関係書類については、下表に掲げる書類とする。

【施設機械工事】

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	情報共有システム取扱対象	
工事着手前	工事書類	施工計画	1	施工計画書	共通仕様書第1章 1-1- <u>6</u>	○
			2	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1~5号に該当する事実があった場合)	共通仕様書第1章 1-1-3	○
			3	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1~5号に該当する事実がない場合)		○
			4	工事測量結果（測量標及び多角点設置）	共通仕様書第1章 1-1- <u>49</u>	○
	施工体制	5	施工体制台帳	共通仕様書第1章 1-1- <u>17</u>	○	
		6	再下請負通知書	工事請負契約書第7条 共通仕様書第1章 1-1- <u>16</u>	○	
		7	施工体系図	共通仕様書第1章 1-1- <u>17</u>	○	
	承諾図書	8	承諾図書	共通仕様書第1章 1-1- <u>8</u>	○	
	その他	9	再生資源利用計画書	共通仕様書第1章 1-1- <u>24</u> の5	○	
		10	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1章 1-1- <u>24</u> の7	○	

改正前

施設機械工事関係書類一覧表（情報共有システム取扱対象の書類一覧）
 情報共有システムで扱う工事等関係書類については、下表に掲げる書類とする。

【施設機械工事】

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	情報共有システム取扱対象	
工事着手前	工事書類	施工計画	1	施工計画書	共通仕様書第1章 1-1- <u>5</u>	○
			2	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1~5号に該当する事実があった場合)	共通仕様書第1章 1-1-3	○
			3	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1~5号に該当する事実がない場合)		○
			4	工事測量結果（測量標及び多角点設置）	共通仕様書第1章 1-1- <u>46</u>	○
	施工体制	5	施工体制台帳	共通仕様書第1章 1-1- <u>15</u>	○	
		6	再下請負通知書	工事請負契約書第7条 共通仕様書第1章 1-1- <u>14</u>	○	
		7	施工体系図	共通仕様書第1章 1-1- <u>15</u>	○	
	承諾図書	8	承諾図書	共通仕様書第1章 1-1- <u>6</u>	○	
	その他	9	再生資源利用計画書	共通仕様書第1章 1-1- <u>23</u> の5	○	
		10	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1章 1-1- <u>23</u> の7	○	

改 正 後

施 工 中	契約 関係 書類	修補	11	修補完了報告書	工事請負契約書 第31条	▲
		その他	12	部分使用承諾	工事請負契約書 第33条	▲
				工事現場発生材報告書	共通仕様書第1章 1-1- <u>24</u>	○
	工事 書類	施工 管理	13	工事打合簿	共通仕様書第1章 1-1- <u>12</u>	○
			14	官公庁への手続等（許可等の 写し、交渉内容報告）	共通仕様書第1章 1-1- <u>47</u>	○
			15	<u>確認・立会依頼書</u>	工事請負契約書 第14条第3項 共通仕様書第1章 1-1- <u>26</u> の1	○
			16	施工段階確認簿	共通仕様書第1章 1-1- <u>26</u> の6	○
			17	材料承諾	共通仕様書第2章 2-1-3	○
			18	休日等作業届	共通仕様書第1章 1-1- <u>48</u> の2	○
		安全 管理	19	安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1章 1-1- <u>38</u> の12	○
			20	事故発生状況報告書	共通仕様書第1章 1-1- <u>41</u>	▲
		工程 管理	21	工事履行報告書	工事請負契約書 第11条 共通仕様書第1章 1-1- <u>35</u>	○
		検 査	22	出来形図 出来形数量内訳書	共通仕様書第1章 1-1- <u>32</u> の2	▲
	そ の 他	23	廃棄物管理票（マニフェスト）	共通仕様書第1章 1-1- <u>25</u> の3	▲	
24		搬出帳票（建設発生土）	共通仕様書第1章 1-1- <u>25</u> の3	▲		

改 正 前

施 工 中	契約 関係 書類	修補	11	修補完了報告書	工事請負契約書 第31条	▲
		その他	12	部分使用承諾	工事請負契約書 第33条	▲
				工事現場発生材報告書	共通仕様書第1章 1-1- <u>22</u>	○
	工事 書類	施工 管理	13	工事打合簿	共通仕様書第1章 1-1- <u>10</u>	○
			14	官公庁への手続等（許可等の 写し、交渉内容報告）	共通仕様書第1章 1-1- <u>44</u>	○
			15	立会願	工事請負契約書 第14条第3項 共通仕様書第1章 1-1- <u>24</u> の1	○
			16	施工段階確認簿	共通仕様書第1章 1-1- <u>24</u> の6	○
			17	材料承諾	共通仕様書第2章 2-1-3	○
			18	休日等作業届	共通仕様書第1章 1-1- <u>45</u> の2	○
		安全 管理	19	安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1章 1-1- <u>35</u> の12	○
			20	事故発生状況報告書	共通仕様書第1章 1-1- <u>38</u>	▲
		工程 管理	21	工事履行報告書	工事請負契約書 第11条 共通仕様書第1章 1-1- <u>33</u>	○
		検 査	22	出来形図 出来形数量内訳書	共通仕様書第1章 1-1- <u>30</u> の2	▲
	そ の 他	23	廃棄物管理票（マニフェスト）	共通仕様書第1章 1-1- <u>23</u> の3	▲	
24		搬出帳票（建設発生土）	共通仕様書第1章 1-1- <u>23</u> の3	▲		

改正後

工事完成時	工事書類	25	出来形管理図表	共通仕様書第1章 1-1- <u>34</u> の10	▲
		26	出来形数量	共通仕様書第1章 1-1- <u>27</u> の2	▲
		27	品質管理図表	共通仕様書第1章 1-1- <u>34</u> の10, 11	▲
		28	工事材料品質証明書	共通仕様書第1章 2-1-3の1	▲
		29	工事写真	共通仕様書第1章 1-1- <u>34</u> の10	▲
		30	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1章 1-1- <u>56</u>	○
		31	完成図書及び施工図	共通仕様書第1章 1-1- <u>28</u>	▲
	その他	32	報告書（建設リサイクル法第18条）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	▲
		33	再生資源利用計画書（実施書）	共通仕様書第1章 1-1- <u>25</u> の11	○
		34	再生資源利用促進計画書（実施書）	共通仕様書第1章 1-1- <u>25</u> の11	○

(注) [略]

改正前

工事完成時	工事書類	25	出来形管理図表	共通仕様書第1章 1-1- <u>32</u> の10	▲
		26	出来形数量	共通仕様書第1章 1-1- <u>25</u> の2	▲
		27	品質管理図表	共通仕様書第1章 1-1-32の10, 11	▲
		28	工事材料品質証明書	共通仕様書第1章 2-1-3の1	▲
		29	工事写真	共通仕様書第1章 1-1- <u>32</u> の10	▲
		30	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1章 1-1- <u>53</u>	○
		31	完成図書及び施工図	共通仕様書第1章 1-1- <u>26</u>	▲
	その他	32	報告書（建設リサイクル法第18条）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	▲
		33	再生資源利用計画書（実施書）	共通仕様書第1章 1-1- <u>23</u> の11	○
		34	再生資源利用促進計画書（実施書）	共通仕様書第1章 1-1- <u>23</u> の11	○

(注) [略]